

守ろう！奄美の
飼い猫条例

登録

手術

マイクロ
チップ

飼い猫条例により以下の項目は**罰則の対象**となります



- ❃ 市役所に飼い猫の登録をしていない
- ❃ マイクロチップをつけていない
- ❃ 登録内容の変更を市役所に届けていない
- ❃ 野生生物に危害を加えた
- ❃ 飼い猫に適正にお水やエサをあげていない
- ❃ 飼い猫の健康を守れていない
- ❃ フン尿の処理をしていない
- ❃ 飼い猫以外にみだりなエサやりをした
- ❃ 飼い猫を外飼いしているのに不妊・去勢手術をしていない
- ❃ 5匹以上飼っているのに市役所へ届け出ていない

過 料 に つ い て

違反行為 ⇒ 指導・勧告 ⇒ 命令 ⇒
⇒ **5万円以下の過料**に科せられます